

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日  
2 1 0 会 議 室

平成 2 3 年第 2 4 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成23年第24回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成23年12月22日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時14分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 中村 祐治

田中 健一

古岡 邦人

平山 いづみ

澤 利夫

署名委員 古岡 邦人

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育部長 近藤 忠信

教育総務課長 小林 健司

指導課長 並木 浩子

統括指導主事 大谷 憲司

学校給食課長 石井 雅隆

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

大澤 善昭

## 案 件

### 1 協議

(1) 平成24年度学校教育の指針（案）について

### 2 報告

(1) 学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について

### 3 その他

平成23年第24回立川市教育委員会定例会議事日程

平成23年12月22日(木)

210 会議室

1 協議

(1) 平成24年度学校教育の指針(案)について

2 報告

(1) 学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について

3 その他

---

◎開会の辞

○中村委員長 ただいまから平成23年第24回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員ですが、古岡委員、お願いできますか。

○古岡委員 はい。

○中村委員長 よろしくお願いいいたします。

本日は、協議1件、報告1件、その他は議事進行過程で確認していきたいと思っております。

まず、事務局の出席者の確認をお願いいたします。近藤教育部長、お願いいいたします。

○近藤教育部長 本日の事務局の出席者ですが、私、教育部長近藤のほか、小林教育総務課長、並木指導課長、大谷統括指導主事及び石井学校給食課長でございます。よろしくお願いいいたします。

○中村委員長 よろしくお願いいいたします。

---

◎協 議

(1) 平成24年度学校教育の指針(案)について

○中村委員長 それでは早速、協議に入っていきます。

協議(1)平成24年度学校教育の指針(案)について、協議いたしますので、提案を事務局よりお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 それでは、平成24年度学校教育の指針(案)がお手元にあると思っておりますけれども、こちらというよりは修正箇所詳細という別冊がございますが、こちらを見ていただいたほうがいいかと思っておりますが、多くのところで若干文言を加えてあります。それと、今般の震災等も受けました安全教育の部分を加えています。それから、最後のページになりますが、周知方法等の問題でホームページの活用などを具体的に謳っているとか、そういうところが主な点でございます。

詳細につきましては、指導課長から説明をさせます。

○中村委員長 詳細について、並木指導課長、お願いいたします。

○並木指導課長 それでは平成24年度学校教育の指針(案)について、ご説明いたします。

本日も協議をいただきますこの案の改訂の基本的な方向性、大きく3点ございます。

まず第1は、小中学校ともに新しい学習指導要領による教育課程が全面実施になることから、これまでの移行措置期間を踏まえた年次的な進捗状況も鑑みながら、その趣旨の徹底を図ることです。

第2は、市長公約等を踏まえた来年度の重要施策を位置付けることです。具体的には学力向上に向けた取り組みの推進、特別支援教育の充実等が挙げられます。この学力向上に向けた取り組みについては、学習指導要領の趣旨の徹底とも関連させながら、その点において体力の向上についても考慮したところがございます。

第3は、今年3月に起きました東日本大震災に伴う諸対応の中で明らかになった課題への対応として、具体的に安全教育の重点化を図っています。

全体的な構成につきましては、これまでの「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」、この4つのキーワードは学校教育の中に大変よく定着しておりますので、これはそのまま生かす形でそれぞれの内容の中で改訂の案を作成をしてみたところでございます。

主な改訂箇所について、ご説明いたします。

まず、「確かな力」の部分でございますが、大きく変わりましたのはエの健康・体力づくり、これの配列を昨年度よりも順位の高いところに位置付けました。特にその対応として、健康・体力づくりについて欠かせない家庭との連携を文言として取り入れたところでございます。同じく1番の力についてでございますが、こちらは情報社会への対応能力、これを改めて位置付けたところです。それから1のキについては、小学校入学時の適応指導に限定するのではなく、連携教育という視点を幼稚園、保育園をはじめ地域の高等学校を含む学校間の連携を重視するとともに、家庭との連携を改めて位置付け、学習習慣の確立を示したものであります。

それから「やさしい心」の部分につきましては、2のウになりますが、問題行動の早期発見・早期対応と教育相談の充実ということで、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員等の本市で実施しています支援員制度の活用を明確に位置付けたところでございます。特に不登校をはじめとする問題行動への対応として、個別適応計画を新たに位置付けました。このことにより何らかの個別適応計画に基づいた対応をしていく必要があると思います。また、2のエの部分については、新しく安全教育を追加してあります。

次の「個を輝かせ」の部分については、アについて、特別支援教育の充実を具体的に書き込みました。特に学級の安定を基盤とするということと、個別指導計画や就学支援シート、今までも作成されていたものを十分に活用することを位置付けております。また、交流教育についてもここでふれることにしております。ウのキャリア教育の充実・推進については、その狙いと身に付けさせる力を明確に示しております。

それから、「社会のために」の部分でございますが、この部分の構成はほぼ現行のとおりであります。先ほど教育長からも指摘があったとおり、学校経営計画を公開するツールとして改めてホームページというものを位置付けたところでございます。

本日この案文についてご覧いただき、修正等必要な箇所をご指摘いただいた後、事務局で修正をいたしまして、1月の教育委員会で改めてお示ししたいと考えています。

なお、根拠資料としては学習指導要領及びその解説、その他文部科学省の各種啓発資料、各種答申、東京都教育委員会発行の資料等を使用したところであります。

ご協議よろしくお願いたします。

○中村委員長 ご提案ありがとうございました。改訂のポイント3つの中で、それぞれ4つの「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」ということについて、改訂の部分について特にご説明いただきました。また、小中連携あるいは幼保との連携等につきましては、

私どもが幼保小の連携あるいは小中一貫教育を協議した内容につきまして十分活かしていただいたという点については感謝したいと思います。その他についても自由討議等で我々が討議したことについて活かされているのではないかと思います。ありがとうございます。

それでは皆さん、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 今、並木指導課長から説明がありまして、非常にしっかりした学校教育の指針であると感じております。先ほど冒頭でおっしゃった今回の学習指導要領、小学校が完全実施と、中学校が来年から完全実施になるわけですけれども、その趣旨をしっかり踏まえた上で、しかも特に本市の場合は学力向上について力を入れていますので、そのあたりをしっかり学習指導要領の趣旨を踏まえながら書かれているということですね。

あと、このたびの東日本大震災に伴う安全教育、それを3点押さえて、その上で立川の実態、それとまた、先ほど中村委員長がおっしゃった我々の学校訪問の成果、あるいは勉強会、あるいは自由討議、それをかなり反映されてしっかりした平成24年度学校教育の指針（案）だと思っております。

ただ、一部文言の修正があるのではないかと思いますので何点か申し上げます。

まず1つは、「確かな力」のところですが、1のイの3行目から4行目、「主体的な学びを育てて個性を伸長し、自ら学び自ら考える力や学ぶ意欲を育成する。」と、こういう一文があるわけですが、これについては目的と方法の順序を考えた場合に、このあたりの文章については「自ら学び自ら考える力や学ぶ意欲を育成し、主体的な学びとともに個性を伸長する」と、そのように目的と方法の順序を入れ替えてはどうかと、それが1つあります。

同じように1のイのところの5行目ですが、「少人数指導を適正に実施するとともに、」とあります。本市の場合ですと少人数指導については相当力を入れ適正に行っているわけですね。東京都の助言を受けながら適正に実施しているわけですので、ここはむしろ「少人数指導を充実するとともに」と、このようにしたほうが望ましいのではないかと思います。

あと、1のエの3行目、「生活習慣の確立を図り、たくましく生きるための健康増進を図り」というところがありますが、ここは図り、図りと同列でできてきているので、できたら「生活習慣の確立をもとに、たくましく生きるための健康増進を図り」と、このように直してはどうでしょうか。

あと、1のオの3行目ですが、「大切にするとともに」とありますが、「大切にするとともに」と「、」を削除してはと思います。

続いて「やさしい心」のところの2のアの5行目、「人権教育を進める」、これまでも立川の場合ですと全校がどこよりも熱心に人権教育に取り組んでおりますし、その成果も発表されています。私としては26市の中で立川は一番人権教育について力を入れているので、できたら「人権教育を進める」ではなくて、「人権教育の充実に努める」と、そのように直してはどうでしょうか。

あと、同じ2のイの4行目ですが、「道徳の授業を適正に実施するとともに」と。これにつ

いては教育課程に定められ、しかもその中で年間 35 時間、または年間の指導計画に基づいて実施しているわけですので、私としては「道徳の授業をさらに充実するとともに」と、このようにしてはいかがでしょうか。

あと、2のウの3行目、「学校不適應に努める」とあります。ここでは「学校不適應に努める」ではなくて、「学校不適應の解決に努める」と「解決」を入れてはどうかと思います。

あと、エの安全教育の徹底と事故防止、これについてはこのたびの東日本大震災を受けて防災教育に相当力を入れていくわけですが、そういう点で防災教育の一文、これを入れてはどうかと思っております。具体的には幾つかこういうものをもとにしてということで書かれていますので、防災教育を入れてはどうかと思っております。「社会のために」の中にも防災教育という文言がありますが、やはり学校教育の中でも防災教育の一文を入れてはどうかと思います。

あと、「個を輝かせ」、3のアの3行目ですが「児童生徒」、ここは「児童・生徒」としてはどうかと思います。

あと、3のアの下から2行目ですが、「障害等」、これは立川の文章では障害の「害」は平仮名になっていますので平仮名に直してはどうでしょうか。

あと、「社会のために」、4のエの2行目、「社会全体で子どもを」というところがありますが、「子ども」については漢字で表記していますけれども、漢字か平仮名かどちらかに統一してはいかがでしょうか。3ページの6行目、「家庭と子供」というのは「子供」は漢字ですね、どちらかに統一してはいかがかなと思います。

私からは以上です。

○中村委員長 いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。

今のことについて、澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 今、田中委員がおっしゃったことにごもつともな部分もございますし、間違いの部分も確かにありますので、今ご意見をいただいた問題については全部一旦受け取らせていただいて、次の議案のときにきちっと整理をして修正したいと思っています。

○中村委員長 ほか、ございますか。古岡委員、お願いいたします。

○古岡委員 全部で「育む」という言葉がありますけれども、非常にいい言葉ではありますが、例えば2ページの2の「やさしい心を育む」という決まり文句のような形ですといいですけども、その上のほうにあります1の力の読書活動のところ、「思考力・判断力・表現力等を育む」というのではなくて、向上させるにしたらいかがでしょうか。

次に3のイの国際理解教育の推進、そのところでは「コミュニケーション能力を育み」ですが、「コミュニケーション能力を促進させる」というふうにしたらどうでしょうか。

3のエですが、「学年や学級を超えて育まれる」という、形成される人間関係をと、そういう形にされたらいかがかと思えます。

4のイの、「参画し貢献する精神を育み」というのは貢献する精神を身に付けさせるにしたらいかがでしょうか。

最後に4にエ、「社会全体で子どもを見守り、教え育む」は、「教え発展させる体制づくりを目指す」、という形などはいかがでしょう。

○中村委員長 ありがとうございます。

澤教育長、お願いします。

○澤教育長 今のはなかなか難しい部分があって、育むというのはまさに教育の「育」という言葉なので、それはどちらかという使いやすい言葉でもありまして、確かに向上とか具体的に目標値があるものについてはそういう表現もよいかもかもしれません。すべて「育む」をあの言葉に置き換えるというのは、また違う意味を持っていますが、今のご意見も参考にさせていただきながら、必要な部分についてはより具体的な表現をしていくと、教育の場合育むという言葉はどうしても使わざるを得ないと言いますか、「育」の部分はどうしても出てくるものですから。

○中村委員長 この言いたいことについては私どもが自由協議その他の協議でかなり言い尽くされているので、今日は主に表現の問題についていただいていますので、それはここで協議というよりも事務局にお願いするというところでよろしいですね。

○澤教育長 はい。

○中村委員長 ただ、私のほうからは一つ、学力向上というのはやはり大事で、29校で研究をやっていますけれど、あともう一步というところがありますので、この学校教育の指針を決めたらそこから先どうするかというのも非常に重要な問題だと思います。

それから今度は具体的ですけど、「確かな力」のところでキがエになりましたね。そうするとこの順序性というのは大切なものの順序性でなくて、オはどちらかと言うと教員向けです。子ども向けで揃えてしまって教員向けを最後にしたほうが、キをエに替えたということとともに、重要性ということでも子ども向け、大人向けで分けたほうがいいかなという感じがしました。それも単なる感想ですから、後で事務局で引き取っていただければよろしいと思います。

ほかにございますか。ご意見がなければここは終了してよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 それでは、本日の協議結果を事務局でまとめていただきまして、平成24年第1回定例会の議案として提案していただくという方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 では、今後の手順の方向性を認めていただいたことを確認いたしましたので、平成24年度学校教育の指針（案）についての協議を終了いたします。

ただ、私から、終了したところで、本協議と関連する本年第5回から第9回定例会の計5回で協議した立川市教育委員会の教育目標については、今、継続協議になっていますので、この件については教育目標改訂スケジュールに沿って今後しっかり事務執行してくださるようこれとの関連においてお願いいたします。

## ◎報 告

### (1) 学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について

○中村委員長 続きまして報告に移っていきたいと思います。

報告(1)学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について、報告を事務局よりお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 報告ではございますが、私から若干、冒頭でご説明を申し上げたいと思います。

第23回定例会で緊急に報告をさせていただいた件でございますが、先の文教委員会の中でも私のほうから謝罪をいたしました。今般お話しする内容は、そのときの文教委員会の皆さんにも説明した内容であり、また、過日は緊急の小学校校長会を開催いたしまして、その席上でもご説明をした内容でございます。

詳細については、学校給食課長から説明をさせます。

○中村委員長 石井学校給食課長、お願いいたします。

○石井学校給食課長 それでは、学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について、ご報告いたします。

学校給食の食材に起因する食物アレルギー事故が今年度に4件発生しています。たび重なる食物アレルギー事故に事の重大さを受けまして、再発防止に向け教育委員会といたしまして、教育部長をトップに学校給食課、指導課、学務課、課長及び職員などで構成する学校給食事故対策調査委員会を設置いたしまして、栄養士を緊急に招集するなどして、また、校長会からの意見等もいただきながら具体的な検討に入り、調査委員会としてこれまでの事故原因の調査を改めて行うとともに、その事故原因に対応する抜本的な対応策を作成いたしましたので、それにつきまして報告させていただきます。

まず、事故の概要でございます。

これまで教育委員会におきまして事故の概要についてはご説明をしてきたところでございますので、簡単にご説明させていただきます。

まず1件目の事故でございます。6月8日水曜日に発生した事故でございます。これは第一共同調理場から提供した給食を食べました幸小学校の児童1名がアレルギーの症状を発症させてしまったということでございます。この児童につきましては幾つかの食材にアレルギーを持っておりますが、本来であれば当日の給食の肉団子から卵とパン粉を除去すべきところを、卵は除去しましたが卵もパン粉を除去しないで提供してしまい発症してしまったということでございます。

2件目の事故につきましては11月7日月曜日でございます。第五小学校でございます。第五小学校は自校式の調理場でございます。同校で調理したひじきご飯の給食を食べた児童1名が喉のかゆみ等のアレルギー症状を訴えたということでございます。児童につきましてはナッツ類にアレルギーを持っております。ひじきご飯に入っていたクルミを除去すべきところを誤って除去せずに提供してしまったということでございます。

3件目の事故でございます。これにつきましては12月1日木曜日に、第二共同調理場から

提供した給食を食べた松中小学校の児童1名が喉のかゆみを訴えられたということでございます。この児童につきましては、ピーナッツに対してアレルギーを持っておりましてけれど、このピーナッツの除去を誤って行っておらず発症させてしまったということでございます。

4件目につきましては、3件目と同じ12月1日でございます。これも第二共同調理場から提供した給食を食べた第九小学校の2名の児童に対してアレルギー症状を発症させてしまったということでございます。

この4件目の事故につきましては、お二人ともピーナッツに食物アレルギーがありますが、アレルギー対応食の提供につきましては、保護者から申出書をいただいた上で面談を実施してアレルギー対応食の提供をしていくということになっております。2名とも申出書の提出がなかったという事実がございました。ただ、保護者からは学校には健康管理に関する書類は出されておまして、その中にはアレルギー食材としてピーナッツという記載がございましたので、学校の連携体制、調理場との連携体制がとれていなかったということが今回の原因となっております。これらの事故につきましてはいずれも人為的なミスでありまして、栄養士、給食に関係する職員の一人ひとりがアレルギー事故の恐ろしさ、生命の危険にもつながるということをしっかり認識し職務を果たしていれば防げたことであると考えています。

冒頭に述べましたとおり、たび重なる食物アレルギー事故の発生という事の重大さを受けてまして、先ほどお話したとおり学校給食事故対策調査委員会で作成しました改善策につきましてご説明いたします。

2枚目のアレルギー除去食への現在の対応と今後の改善策というところでお示ししております。これをご覧いただきたいと思っております。

字体といたしまして普通の字体がこれまでの手順でございます。ゴシック体の太字が今回の改善策でございまして、対策につきましては学校、学校給食課、単独調理校と共同調理場に分けまして、手順を事細かくお示しをしてあるところでございます。

主な内容についてお話いたしますと、今回の改善の柱は次の3点ということで考えています。

1点目といたしまして、アレルギー対応食についての保護者への周知及びその申込方法の改善でございます。2点目といたしまして、学校内の仕組みの改善でございます。3点目といたしまして、単独調理校や共同調理場校における対応が必要な児童の把握の仕方や調理内容確認の改善という3点について、ポイントとして対応を考えております。

キーポイントといたしましては、これまで1名で行っていたものを複数、2名ということで間違いがないことをきちんと確認すると、ダブルチェックの体制をとることがポイントと考えております。

保護者への周知及び申込方法の対応につきましては、上段の保護者のすぐ下の表に書いてございますが、保護者から児童のアレルギー対応の状況を示してあります学校生活管理指導表というものをいただいておりますが、それと特別給食申立書というものを一緒に出していただくのですが、これまでそれらを説明するタイミングが少しずれていたということがござ

いますので、それを同時にご説明しましょうということでございます。今までのご説明がずれていたために提出もずれてしまっていたので、同時に出してくださいということでございます。そこが保護者への周知及び申込方法の改善でございます。

先ほどお話ししました2番でございますが、校内の仕組みの改善につきましては、学校のほうでは申し込みを受けた場合、今までそれぞれ担任が受けた、養護教諭が受けたということがございましたので、受付の窓口を一本にしましょうということです。これは学校という枠の中の太字の部分でございますが、養護教諭が学校生活管理指導表とアレルギー等による特別給食確認書については一緒に出ているかどうかを確認しましょうということでございます。

申し遅れましたが、特別給食確認書という書類につきましては後ろのほうに資料としてつけておりますが、これまでは申立書でございました。それを確認書という書類に改めまして、管理指導表を出される方については、皆さんに出していただくというような方式に改めました。これによってアレルギー対応が必要であるか必要でないかということを選択していただいて、ないということであれば、ないということを積極的に教えていただく。出し忘れがないよう進めていくということでございます。それによって学校内の仕組みの改善をしていきます。養護教諭が一人で受付します。もし養護教諭のほうでまだ未確認だということがありましたら副校長に連絡して、副校長から保護者へ連絡していただくというような仕組みに改善してまいります。

3番の単独調理校や共同調理場校における対応が必要な児童の把握の仕方や調理内容の確認の対応でございますが、これは一番下の教育委員会学校給食課という欄がございまして、まず単独調理校につきましてはアレルギー対応の必要な児童の保護者に対しまして、これまでは、こういうアレルギー対応ですよという献立表を1枚渡しておりましたが、2枚渡して、その確認をしていただき、1枚を学校に返すという対応にいたします。

その下でございますが、単独調理校につきましては栄養士が1名で献立を立てております。その学校のアレルギーの対応をすべき児童についても1名でチェックをしておりましたが、これを栄養士も当然チェックいたしますが、調理員も同じようにチェックする。その2者を照合して確認します。これで漏れをなくそうということでございます。

共同調理場校につきましては、これも1名で行っていたためにミスが出たということでございます。これにつきましても2名でチェックするというのを徹底していきます。このことによりまして今回起こった事故につきましては発生しないと考えております。将来的に考えられる事故についてもこれによって発生しないと考えております。

それと一番最後に書いてございます今回の改善策のもう一つ別の面の改善でございますが、使用食材の見直しということを考えております。これにつきましては、学校給食で初めて食べるということが多いピーナッツでございます。それにつきましてはいくつかあるということがございますので、ピーナッツ、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、この4品目につきましては小学校給食としては使用しないようにします。ただ、ここで摂るべき栄養につきましては別の食品から摂ると考えています。

今回アレルギー事故が発生いたしまして、事の重大さということをととても重く受け止めまして、今後事故が起きないようにチェック機能を十分に果たして対応をしていきたいと考えております。

また、給食に従事する職員につきまして、さらなる意識の徹底を図るということに取り組みまして、再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

なお、小学校の全保護者に対しまして、教育部長名で学校給食のアレルギー事故及びその対応についてという文書を送付してございまして、事故についてと今後の対応策につきましてお知らせしております。事故に遭いましたご本人、保護者につきまして大変申し訳なかったということでお詫び申し上げます。

報告は以上です。

○中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

○澤教育長 私も補足させていただきますが、今回の事故の改善策にあたりましては委員会を設置いたしました。各学校長から非常に多くのアイデア、改善点等も寄せられまして、これはほとんどここに入っておりますし、これからは改善については手を抜いてはいけませんので、さらなる改善をしていかなければいけない、そのアイデアもいただいているところでございますので、申し添えさせていただきます。

○中村委員長 意見、感想でも結構ですがございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど澤教育長、そしてまた石井学校給食課長からいろいろ説明があったわけですが、特に4件のこのアレルギー対策、これについてアレルギー除去食への現在の対応と今後の改善策と、この4つの事故をかなり重大に受け止めて、しかも具体的、迅速に、的確にいろいろな施策をやっていることに本当にありがたいと思っております。

特に改善の重点についてはアレルギー対策について3点、キーポイントとしては複数で行うダブルチェック、あと、保護者への対応、使用食材の見直しということでピーナッツ含めて4種類の使用中止、それに替わる栄養をしっかり埋め合わせていくという説明がございました。このことをもとに再発防止になお一層ご努力いただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございますか。古岡委員。

○古岡委員 食物アレルギーの原因食品は卵、乳製品、小麦粉の順ですが、乳児期に代表的な卵や乳製品、小麦は学童期には治りやすいと言われていまして、一方で甲殻類、カニとかエビ、そばとか果物は治りにくいとされています。治りにくい食物の中でピーナッツは3割ぐらいは治るというデータがございまして、食品衛生上で使用されている卵、牛乳、小麦、そば、落花生、エビ、カニ、生小麦粉は給食時に日直の児童に言わせて、児童たちに確認してもらおうということも必要ではないでしょうか。現場の教室でそういう児童同士の確認がいいのではないかと思います。

○中村委員長 澤教育長。

○澤教育長 今のに関連してきますが、最後の校長による指示を徹底するというところがあり

ますので、ここは今回の文教委員会の中でも議論があった部分ではありますが、口に入る直前でしっかりと防御できるかというところは、これは先生もそうだし、家族もそうだし、ご本人もそうだし、そういう面ではしっかり対応していかなければいけないというところで徹底したいと思っています。

それから、絶対に立川の場合は実はアレルギーを除去している品目が一番多いんです。他の市はほとんど除去しない。除去しないということはお弁当しかない。立川の場合は26市の中で一番、それだけ除去している。したがって議会の中での議論でも言われたのは、少し背伸びをし過ぎているのではないかということ言われています。要するに除去する品目が多ければ多いほどリスクも多いわけですし、そういう意味では少し見直しをすべきという議論も実はあります。

ということは、今度はPFI事業で新学校給食共同調理場が始まりますが、彼らもアレルギー専門の部屋をつくって、専門的なチェックをして出す予定ではありますけれども、除去品目についてはもう一度きちっと精査をしたほうがいいかもしれません。先ほど古岡委員がおっしゃったように、確かに逆療法もあるようですし、食べさせて治すということもあったり、いろいろなやり方がありますが、ただ、こと命に関わる部分でありますので、極めて慎重に対応していかなければいけない。ですから除去品目のあり方、当面このチェック体制で万全と思っていますけれども、たゆまざる改革と言いましょか、検討していかなければいけないということです。

○中村委員長 今、澤教育長からお話がありましたこれを一つのマニュアルと考えると、これは基本でものすごく重要ですけど、これを土台にしながら、基礎・基本としながら、状況に応じて少し柔軟という言い方はよくないかもしれませんが、状況に応じた対応ということも大事だと思います。

ほかございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○中村委員長 では、学校給食におけるアレルギー事故の概要及び今後の対応について、報告を終わらせていただきます。

今お話がありましたけれども、個人のミスという問題でなくて、やはり組織として対応していくということが重要だと思いますので、前回の緊急の報告のところでもお話申し上げましたが、学校、教育委員会、保護者等、組織としての対応をよろしく願いして、今後、再び同じような事故が起きないように、よろしく願いしたいと思います。

---

### ◎その他

○中村委員長 その他に入っていきますが、その他はございますか。

小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 教育委員会の点検・評価の経過についてご報告させていただきます。

前回までにご協議いただきました1次評価の内容と、立川市の教育に関する各種資料を添

えまして、現在、外部評価委員にコメントを依頼いたしております。各施策にコメントをいただきまして、来年1月26日になりますが、第2回定例会でご協議いただきますので、それまで準備を進めていきます。

以上です。

○中村委員長 第22回と第23回の定例会で協議されたものについての経過報告でございました。これについては特にございせんか。

〔「はい」との声あり〕

○中村委員長 その他、ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

### ◎閉会の辞

○中村委員長 次回の確認をしていきたいと思ひます。

平成24年第1回立川市教育委員会定例会は、平成24年1月12日木曜日、13時30分より210会議室で開催いたします。委員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、平成23年第24回立川市教育委員会定例会をこれにて閉会いたします。

午後 2時14分閉会

署名委員

.....

委員長